

国土舘大学審査学位論文

「博士学位請求論文の内容の要旨及び審査結果の要旨」

「中国における持続可能な世界遺産保護システムの構築

— 一日中の文化遺産保護制度を比較して —」

袁 孟珏

氏 名 袁 孟 焱
学位の種類 博士（学術）
報告番号 甲第58号
学位授与年月日 令和2年3月20日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
学位論文題目 中国における持続可能な世界遺産保護システムの構築－日中の文化遺産保護制度を比較して－
論文審査委員 （主査）教授 岡田 保良
（副査）教授 小口 裕通
（副査）特任助教 藤岡 麻理子（横浜市立大学特任助教）

博士論文の要旨

題 目 中国における持続可能な世界遺産保護システムの構築
－日中の文化遺産保護制度を比較して－

氏 名 袁 孟 焱

論文の要旨

本博士学位請求論文（以下、本論文という）は、中国の文物保護法制の体系と、日本の文化財保護法との比較を基本的な内容とし、日中両国における文化遺産保護制度と世界遺産への登録プロセスと関連法規の相違点は何かという分析を通じ、中国の文化遺産保存事業をいかに持続的な形で改善することが可能か、を論じている。全体の章構成は以下の通り。

序章、背景と目的・論文構成・研究方法

第一章、世界遺産条約の誕生からの歩み

1.世界遺産の概念 2.世界遺産条約誕生の歴史経緯 3.世界遺産条約履行のための作業指針について 4.文化遺産の顕著な普遍的価値 5.文化遺産の登録基準 6.文化遺産の真正性と完全性 7.文化遺産の登録範囲と緩衝地帯

第二章、文化遺産の登録プロセスと登録後の保護

1.推薦登録について 2.諮問機関の勧告 3.世界遺産委員会の決議

- 4.世界遺産の登録後における取り組み 5.登録後の変更について
 - 6.世界文化遺産の現状について 7.現在における世界遺産の各課題について
- 第三章、中国における文物保護制度の歴史変遷とその概要
- 1.建国前の保護制度 2.建国後の保護制度 3.中華人民共和国文物保護法について 4.文物保護法の保護体系
- 第四章 中国における世界文化遺産の保護管理の取り組み
- 1.文化遺産保護の行政体系 2.文化遺産保護にかかわる管理機構 3.文化遺産保護に関連する法令の種類 4.文化遺産保護に関連する法制度 5.中国の文化遺産モニタリングについて 6.中国の世界文化遺産の概況 7.文化遺産の保護実態と問題
- 第五章 日本における文化財保護制度の歴史変遷とその概要
- 1.第1期「文化財の保全制度の台頭期」 2.第2期「文化財の保護制度の成立期」
 - 3.第3期「文化財の保存運動拡大期」 4.第4期「文化財の保全整備拡充期」
 - 5.第5期「保全計画期」
- 第六章 日本の世界遺産保護のための法制度の仕組み
- 1.文化財保護法の体系と保護手法 2.保存技術の制度について 3.日本における世界遺産の保護管理の取り組み
- 第七章 結論
- 1.「保護理念」の違い 2.「点的保護」の違い 3.「面的保護」の違い 4.「立法体制」の違い 5.解決策としての提言

以下、各章の論旨を略述する。

序章において、研究の背景、論文構成、研究方法を明確化する。

第一章では、「世界遺産とは何か」という観点から、世界遺産条約誕生の背景、基本的理念としての顕著な普遍的価値(OUV)、その条件としての真正性、完全性、登録基準の適用、緩衝地帯の設定など世界遺産の基本事項を、事例に依拠しつつ客観的に解説する。

第二章では、世界文化遺産の登録プロセスと登録後の保護をめぐって、諮問機関である ICOMOS の審査プロセスから、世界遺産委員会決議の種類と実際、及び登録後における保護管理の原則、条約が今日的に取り組む課題(グローバル・ストラテジー)を見極めながら、世界文化遺産の本質的価値に対する現実の保全管理の重要性を論じる。

第三章では、中国における文物保護制度の歴史変遷について、建国以前からふり返り、文物・文化遺産保護の法制度の誕生、及び中国文物保護法の立法目的や保護対象と文物体系から登録の前提とする全国重点文物単位制度、歴史文化名城制度、歴史文化街区等の指定過程の要点を摘出する。

第四章では、前章を受けて、中国における世界文化遺産の保護管理の取り組みについて論じる。中国独自の文化遺産保護の行政体系や、管理機構、及び保護に関連する法制度と法令種類、中国のモニタリングについてその実状を把握し、最後に中国における世界文化遺産の保護事業の実態や深刻な問題を考察する。

第五章では、日中両国の国内法制度を比較し、かつ日本の法制度を参照する観点から、中国の立場から日本における文化財保護制度の歴史変遷について論じる。特に、四回にわたる法改正によって、文化財指定制度、登録制度、(重要伝統的建造物群保存地区)選定制度、文化財保存技術—選定保持者制度に注目する。

第六章では、第五章に引き続き、日本の現行文化財保護法の立法目的と特色、や日本文化財の体系、及び保護手法である「指定」「登録」「選定」などの制度、文化的景観について論じる。最後に、日本は世界遺産における保護管理について、「どういう風に取り組んでいるのか」を述べる。

第七章では、上記各章で論じた内容を基に、日本と中国における保護制度の問題点・相違点をまとめ、比較し考察する。さらに、中国の世界遺産保護の将来に向け、日本との比較の観点から導かれる9か条の提言を解決策としてまとめ、結論とする。

なお、付録として、①中国の世界遺産一覧表 ②中国における文化遺産・文物保護に関する法令 ③中華人民共和国文化財保護法(日本語訳) を掲載し、これらを随時参照することによって本文の理解を補う配慮を示している。

氏 名 袁 孟 焱
学位の種類 博士(学術)
報告番号 甲第58号
学位授与年月日 令和2年3月20日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
学位論文題目 中国における持続可能な世界遺産保護システムの構築—日中の文化遺産保護制度を比較して—
論文審査委員 (主査) 教授 岡田 保良
(副査) 教授 小口 裕通
(副査) 特任助教 藤岡 麻理子(横浜市立大学特任助教)

博士論文の審査結果の要旨

題 目 中国における持続可能な世界遺産保護システムの構築—日中の文化遺産保護制度を比較して—

氏 名 袁 孟 焱

2020年2月8日

博士学位請求論文の要旨、及び審査結果報告書

主査 国士舘大学イラク古代文化研究所 岡田保直
副査 国士舘大学イラク古代文化研究所 小口裕通
副査 横浜市立大学グローバル都市協力研究センター 藤岡麻理子



1. 提出論文：

「中国における持続可能な世界遺産保護システムの構築 一日中の文化遺産保護制度を比較してー」（英文：Constructing the Sustainable World Heritage Protection System in China through Comparative Studies on the Protection Systems of Cultural Properties in Japan and China）

（A4版日本語30行組、本文編：167枚、付録1～3：37枚）

提出者：袁 孟垚（国籍：中華人民共和国）

提出日：2019年10月21日
資格審査：2019年11月21日
資格承認：2019年11月21日
事前審査：2019年1月15日
最終提出日：2020年2月5日
公聴会：2020年2月8日
審査会：2020年1月15日

2. 論文の要旨

本博士学位請求論文（以下、本論文という）は、中国の文物保護法制の体系と、日本の文化財保護法との比較を基本的な内容とし、日中両国における文化遺産保護制度と世界遺産への登録プロセスと関連法規の相違点は何かという分析を通じ、中国の文化遺産保存事業をいかに持続的な形で改善することが可能か、を論じている。全体の章構成は以下の通り。

序章、背景と目的・論文構成・研究方法

第一章、世界遺産条約の誕生からの歩み

1.世界遺産の概念 2.世界遺産条約誕生の歴史経緯 3.世界遺産条約履行のための作業指針について 4.文化遺産の顕著な普遍的価値 5.文化遺産の登録基準 6.文化遺産の真正性と完全性 7.文化遺産の登録範囲と緩衝地帯

第二章、文化遺産の登録プロセスと登録後の保護

1.推薦登録について 2.諮問機関の勧告 3.世界遺産委員会の決議

- 4.世界遺産の登録後における取り組み 5.登録後の変更について
 - 6.世界文化遺産の現状について 7.現在における世界遺産の各課題について
- 第三章、中国における文物保護制度の歴史変遷とその概要
- 1.建国前の保護制度 2.建国後の保護制度 3.中華人民共和国文物保護法について 4.文物保護法の保護体系

第四章 中国における世界文化遺産の保護管理の取り組み

- 1.文化遺産保護の行政体系 2.文化遺産保護にかかわる管理機構 3.文化遺産保護に関連する法令の種類 4.文化遺産保護に関連する法制度 5.中国の文化遺産モニタリングについて 6.中国の世界文化遺産の概況 7.文化遺産の保護実態と問題

第五章 日本における文化財保護制度の歴史変遷とその概要

- 1.第1期「文化財の保全制度の台頭期」 2.第2期「文化財の保護制度の成立期」
- 3.第3期「文化財の保存運動拡大期」 4.第4期「文化財の保全整備拡充期」
- 5.第5期「保全計画期」

第六章 日本の世界遺産保護のための法制度の仕組み

- 1.文化財保護法の体系と保護手法 2.保存技術の制度について 3.日本における世界遺産の保護管理の取り組み

第七章 結論

- 1.「保護理念」の違い 2.「点的保護」の違い 3.「面的保護」の違い 4.「立法体制」の違い 5.解決策としての提言

以下、各章の論旨を略述する。

序章において、研究の背景、論文構成、研究方法を明確化する。

第一章では、「世界遺産とは何か」という観点から、世界遺産条約誕生の背景、基本的理念としての顕著な普遍的価値(OUV)、その条件としての真正性、完全性、登録基準の適用、緩衝地帯の設定など世界遺産の基本事項を、事例に依拠しつつ客観的に解説する。

第二章では、世界文化遺産の登録プロセスと登録後の保護をめぐって、諮問機関であるICOMOSの審査プロセスから、世界遺産委員会決議の種類と実際、及び登録後における保護管理の原則、条約が今日的に取り組む課題(グローバル・ストラテジー)を見極めながら、世界文化遺産の本質的価値に対する現実の保全管理の重要性を論じる。

第三章では、中国における文物保護制度の歴史変遷について、建国以前からふり返り、文物・文化遺産保護の法制度の誕生、及び中国文物保護法の立法目的や保護対象と文物体系から登録の前提とする全国重点文物単位制度、歴史文化名城制度、歴史文化街区等の指定過程の要点を抽出する。

第四章では、前章を受けて、中国における世界文化遺産の保護管理の取り組みについて論じる。中国独自の文化遺産保護の行政体系や、管理機構、及び保護に関連する法制度と法令種類、中国のモニタリングについてその実状を把握し、最後に中国における世界文化遺産の保護事業の実態や深刻な問題を考察する。

第五章では、日中両国の国内法制度を比較し、かつ日本の法制度を参照する観点から、中国の立場から日本における文化財保護制度の歴史変遷について論じる。特に、四回にわたる法改正によって、文化財指定制度、登録制度、(重要伝統的建造物群保存地区)選定制度、文化財保存技術―選定保持者制度に注目する。

第六章では、第五章に引き続き、日本の現行文化財保護法の立法目的と特色、や日本文化財の体系、及び保護手法である「指定」「登録」「選定」などの制度、文化的景観について論じる。最後に、日本は世界遺産における保護管理について、「どういう風に取り組んでいるのか」を述べる。

第七章では、上記各章で論じた内容を基に、日本と中国における保護制度の問題点・相違点をまとめ、比較し考察する。さらに、中国の世界遺産保護の将来に向け、日本との比較の観点から導かれる9か条の提言を解決策としてまとめ、結論とする。

なお、付録として、①中国の世界遺産一覧表 ②中国における文化遺産・文物保護に関する法令 ③中華人民共和国文化財保護法(日本語訳) を掲載し、これらを随時参照することによって本文の理解を補う配慮を示している。

3. 審査結果の要旨

本論文は、中国における国家が取り組む文化遺産保護の法的仕組みにたいする深い洞察と建設的な批判精神を正面にうち出し、国際社会が共有する世界遺産登録と保護管理のシステムを媒介として、日本の文化財保護法制とそれに基づく行政の実態との二国間比較を試みたもので、さらにそれを中国の持続的システムに向けての提言へと結び付けた着想と構成が評価の焦点である。

中国の世界遺産登録件数は、いまや世界1, 2位を争うトップレベルだが、その保護管理のレベルはけっして世界一流を誇れるものではなく、国の責任の重さが深刻な問題を招いている、という現状認識が本論の動機づけとなっている。それは、2017年に4度目の世界遺産委員会委員国となった中国が果たすべき国際的責任の裏で、自国の保護と管理システムの立ち遅れ、あるいは行き過ぎた商業主義が蔓延する国内の世界遺産事情への真摯な挑戦とも見なしうる。

世界遺産条約上、登録された遺産を保護する義務はまずその保有国にあるとされ、それゆえその国の法律や条例などの法体系によって、持続的な保護の担保が求められる。したがって、加盟国同士が相互に国内法を比較し、世界遺産の保護にとって、より適した文化財法制度をいかにして構築していくか、世界遺産の登録推進を目指す多くの国々の思いは共通しており、中国の世界遺産を支える法システムに着目し、日本のそれと相互に比較したうえで、よりの確なシステムへと改善の道を探るといふ、着想はきわめて妥当である。

全7章の組み立てを顧みると、全体から見れば序論ともいえる世界遺産制度に関する第1章、第2章がいささか冗漫に映る。しかし世界遺産の複雑で壮大な仕組みを長年にわたって学習した成果を、論者は示したかったものと解し、ここでは許容したい。

第3章では中国の文物保護制度をその歴史的変遷と今日の在りようから丁寧に紹介し、第4章では世界遺産への取組みに絞って中国の文化遺産保護の仕組みに迫る。日本

における中国のこうした論考や紹介記事について付言すれば、21世紀になってようやく法整備が進んだ無形文化遺産の保護制度に関する若干の研究成果が見られるものの、文化財保護の中核をなす有形の「文物」保護については、今日まできわめて乏しい。これらの章が、中国の文化遺産保護法制について、萌芽的段階から中国建国を経て今日に至るまでの歩みを詳らかにした内容は、その多くを中国語文献に依拠しており、また日本語に更なる洗練が必要と思われる個所も散見するとはいえ、私たち日本の文化遺産研究者にとっては躊躇なく評価したいところである。

第5章では日本の文化財保護法制全般を紹介し、第6章では、それら一般の法制度を援用する形で世界遺産条約の履行とくに保護と管理を実現している日本独自の事情を整理する。そこでは特別な法整備は伴わず、夥しい数の世界遺産法規を並べる中国のシステムとの対照が際立つ。とくに、日本の保護法に組み込まれている伝統的技術の保護や補助事業の制度を、世界遺産の価値基準にある真正性の観点から評価し、のちの両国の比較へと論を進める。

最終の第7章は、上記3～6章から導かれた世界文化遺産保護に関する日中両国の制度的側面を対照し、「保護理念」「点的保護」「面的保護」「立法体制」という4つの観点それぞれでの相違点を整理する前半部分では、国民意識の違いとともに、法整備の在り方が「文物保護法」以下様々な法や条例が併存する中国の単行的立法制度に対して、あらゆる文化財の保護に必要な制度を取り込んだ日本の総合立法の利点を強調する。ただ、ここでは日本が世界遺産条約に整合する立法を何ら持ち合わせていない消極的な側面にも留意するべきであったのではないか。第7章後半は9か条にわたって中国の世界遺産登録と保護管理に関する提言が列挙される。上記4つの比較の視点との関連が今一つ明瞭ではないが、いずれについても首肯しうる内容が盛り込まれ、果たしてこれらが中国の法体系にどれほどのインパクトを与えうるのか、今後の袁孟圭君の活躍を期待したいところである。

このように、本論文は中国の文化財制度と行政、とくに世界遺産の保護管理システムの将来を見据えた意欲的な論考であり、同時に世界遺産の登録と保持について直接の法的根拠を持ち合わせていない日本の関係者にとっても、きわめて示唆的な内容を含んでいる。

以上の諸点を慎重に考慮した結果、学位請求のために提出された本論文を、主査、副査一同の責任において、合格と判ずるものである。

以上。